



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	岡松参太郎のヨーロッパ留学
Author(s)	田口, 正樹; Taguchi, Masaki
Citation	北大法学論集, 64(2), 341[61]-372[92]
Issue Date	2013-07-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/52998
Type	other
File Information	HLR64-2_008.pdf



岡松参太郎のヨーロッパ留学

田口正樹

はじめに

法学者、岡松参太郎は、一八七一年に生まれ、帝国大学法科大学で法学を学び（一八九一―一八九四年 英法科）、三年間のヨーロッパ留学（一八九六―一八九九年）の後、一八九九年

に新設の京都帝国大学法科大学の教授となり、主に民法の教育研究にあたった。彼は、留学前の『注釈民法理由 上・中・下』（刊行は一八九七年）、晩年の『法律行為論』（一九一四年）および『無過失損害賠償責任論』（一九一六年）などで、日本の民法学史上、重要な仕事を遺したが、それにとどまらず、台湾

および満州との関係でも注目すべき活動を展開した。台湾関係では、台湾民政長官後藤新平を会長とする臨時台湾旧慣調査会の第一部長として台湾旧慣調査を主導し（一九〇一年、京都帝大教授のまま、あわせて第一部長に就任）、その成果は、『台湾私法』（全一三冊）（一九一〇—一九一二年）に結実した。また、この調査会は、台湾原住民の調査も行い、『蕃族調査報告書』（全八冊）一九一三—一九二一年・『蕃族慣習調査報告書』（全九冊）一九一五—一九二二年）、岡松自身、後に台湾原住民の慣習研究を『台湾蕃族慣習研究』（全八巻）（一九二一年）として公刊した。更に、やはり後藤との関係から、岡松は一九〇七年に南満州鉄道株式会社（満鉄）理事をも兼任、満鉄調査部長として調査部の基盤整備などにつとめた。このように、岡松参太郎は、一九二一年に死去するまで、日本、台湾、満州にまたがって東アジアの近代史に足跡を印した法学者であった¹。

こうした岡松の広範な活動の学問的な基礎を考えると、彼がヨーロッパ留学、特にドイツ留学において修得した知見は、重要な意味を持ったと思われる。既に従来の民法学史研究において、岡松は、ドイツ法学受容の初期の好例として位置づけられている。岡松の民法学説においては、留学前と留学後で大きな違いが見られ、留学後には、債務不履行や損害賠償などの分

野で、日本民法をドイツの学説の図式によりつつ解釈するといふ傾向が顕著になるとされる²。一方、台湾における旧慣調査との関係では、ドイツの *Ethnologische Jurisprudenz* を代表するポストおよびコーラーと岡松との関係が論じられており、また彼らの『台湾私法』に対する影響は大きくなかったのに対して、蕃族旧慣調査に対する影響は顕著なものがあつたという評価もなされているが、岡松がこれらのドイツの法学者から方法として何を学び、何を独自に工夫したかは、なお研究する余地があるとも指摘されている³。『台湾私法』の成立に関する最近のモノグラフでも、ドイツの法学者シュテンゲルの植民地法論やドイツの膠州湾統治に岡松参太郎が注意を払っていたことが述べられるとともに、岡松および『台湾私法』とゲルマン法との関連の究明が、更に検討されるべき課題とされている⁴。岡松の台湾・満州関係の活動を評価する際に、ドイツ法学受容がどのような影響を与えたのかを考えることは、今後なお必要な作業であると思われる。しかし岡松は、そもそもヨーロッパで何をし、何を学んできたのであろうか。

岡松参太郎のヨーロッパ留学について、従来の研究で知られているところは、それほど多くはない。岡松は上述のように、一八九六（明治二九）年から一八九九（明治三二）年までヨー

ロッパへ留学し、ドイツ、イタリア、フランスに滞在した後、一八九九（明治三二）年八月に帰国した。留学中の岡松については、ベルリン大学でコーラーに師事したと言われている。ヨーゼフ・コーラー Joseph Kohler（一八四九—一九一九年）は、当時のドイツでも最も活動的な法学者の一人であり、法哲学、法制史、比較法、および特許法などの実定法諸分野に膨大な著作を残しているが、彼と岡松との師弟関係については、岡松自身が、『台湾番族慣習研究』第一巻序文で、「旧師コーラー」と書いているのが根拠になっている。⁸

ところで、岡松参太郎については、近年、史料状況に大きな変化があった。一九九九年に岡松の子孫が、伝えられていた岡松の蔵書・遺品・遺稿などを早稲田大学図書館に寄贈し、それが早稲田大学の浅古弘教授らによって整理されて、「岡松参太郎文書」として公開されたのである。この新史料に関しては、既に共同研究が行われている他、⁹ それを利用した個別研究も公表されつつある。¹⁰ 「岡松参太郎文書」は、岡松のヨーロッパ留学についても情報を与えるものであるが、上記共同研究では、ヨーゼフ・コーラーとの関係について、岡松がコーラーの講義を聴いた形跡がなく、コーラーとの接点は不明とされている。¹²

このような研究状況を承けて、本稿は、「岡松参太郎文書」

を主な史料として、岡松のヨーロッパ留学中の行動を明らかにし、岡松のその後の多彩な活動、とりわけ台湾における旧慣調査事業への関与を評価するための基礎を得ることを目的とする。加えて、「岡松参太郎文書」から細かな情報が得られる岡松のヨーロッパ滞在は、明治・大正期の日本人法学者の留学事例としても興味深いケースであり、¹³ そのような関心からも少しく詳細に紹介していきたい。

一・ベルリン滞在

さて、岡松参太郎は、まずドイツのベルリン大学を目指して留学の途に就いた。後年やはり京都帝国大学法学部のスタッフとなる高根義人、井上密、織田萬とともに、船便でヨーロッパへ向かった。一行は一八九六年七月、マルセイユに上陸した。¹⁴ 岡松はその後、八月には、ベルリンに到着していたようで、一八九六年八月という記載のあるドイツ語学習ノートと一八九六年八月三十一日という日付のドイツ語学習ノートが残っている。¹⁵ 大学の学期が始まる前に、まずは語学学習にいそしんだのであろう。これらのノートでは、英語とドイツ語が併記されており、英法科出身の岡松が、英語から入ってドイツ語の練習をしている

る様子が見られる。⁽¹⁶⁾

岡松のベルリン大学での勉学は、一八九六／九七年の冬学期からスタートした。一八九六年一〇月二日、岡松は、高根義人、井上密、松山陽太郎とともにベルリン大学に学籍登録した。⁽¹⁷⁾ 岡松ら三人は法学部、松山は医学部への登録であった。登録簿にある父の職業の欄について、岡松は「教授 Professor」と申告している。⁽¹⁸⁾ このとき登録した四人のうち岡松と松山は、退学証明書を取得しているが、一方高根と井上は退学証明書を取得することなく大学を去っている。⁽¹⁹⁾

岡松のベルリン大学における最初の学期については、勉学の状況を文部省に報告した申報書の写しが残っている。日付は一八九七（明治三〇）年一月一日で、一八九六（明治二九年）八月から一八九七（明治三〇）年一月までの状況が報告されている。それによれば、岡松は明治二九年一〇月二日にベルリン大学に入学し、その後、今日まで、①教授デルンブルク (Dernburg) 氏に就き、パンデクテン (Pandekten) を、②同氏および教授エック (Eck) 氏に就き、ドイツ民法典 (Bürgerliches Gesetzbuch für das Deutsche Reich) を、③エック氏、教授エルトマン (Oertmann) 同ゼッケル (Seckel) 同ベスニース (Pernice) 氏に就き、ローマ法 (Römisches Recht) を、④教

授クローメ (Crome) 氏に就き、フランス民法典 (Code civil français) を、⑤教授カウフマン (Kaufmann) 氏に就き、国際私法 (Internationales Privatrecht) を研修した、とある。一八九六（明治二九）年一〇月二日に、ベルリン大学に入学金（一八マルク）および授業料（一三〇マルク五〇プフェニヒ）を支払ったことも、あわせて報告されている。

ところが、この報告は、岡松自身のベルリン大学での聴講状況を記録した聴講記録帳 Anmeldebuch と食い違っている。⁽²¹⁾ 聴講記録帳によれば、岡松は、①カウフマン Kaufmann の国際私法 Internationales Privatrecht ②エルトマン Oertmann のガイウス法学入門 Gaius Institutionen ③クローメ Crome のフランス民法概論 Grundzüge des französischen Civilrechts ④ヒュープラー Hübler の婚姻法 Eherecht ⑤ゼッケル Seckel のローマ家族法 Römisches Familienrecht ⑥エック Eck の民法典 Bürgerliches Gesetzbuch について聴講料を払っている。しかし、実際に聴講申請 anmelden して、担当教官からサインをもらっているのは、①③④⑥のみであり、その日付は①が一〇月九日、⑥が一〇月二日、④が一〇月二六日、③は一〇月三〇日である。③と④はかなり遅くなってからである。当時のベルリン大学法学部の規則では学期開始から六週間以内に

聴講申請することになっているが、学生登録が一〇月二一日であったから、③と④はぎりぎりのタイミングであった。また、聴講申請した四つの講義については、いずれも聴講終了申請 *amelden* がなされていない。規則では学期終了直前一日間のうちに聴講終了申請をして、やはり担当教官のサインをもらい、それによって学期を通じて聴講したことを証明する仕組みになっていた。この手続を経ないと、退学証明書には、講義聴講の記録が記載されないのであった。しかし岡松は、後続の学期に聴講した分も含めて、この聴講終了申請の手続を踏んでおらず、そのため実際に、岡松のベルリン大学からの退学証明書には、後述のように、滞在学期のみしか記載されていない。岡松もこうした規則の存在は知っていたはずなので、ある講義を聴いたという公式の証明を得ることは、彼にとって重要でなかったのだらうと思われる。その点には無頓着な態度を示しているのである。²²

申報書にある文部省への報告と聴講記録帳の記載との間の大きな違いは、デルンブルクの名前の有無である。なぜ報告書の方には真つ先に彼の名があがっているのであろうか。ベルリン大学法学部の講義要項によれば、この学期、デルンブルクは確かにパンデクテン講義などを開講している。聴講事実の制度的

証明に無頓着であった岡松は、聴講申請等の手続をとらずにデルンブルクの講義を聴いたのであるか。それとも、まもなく聴講はしなかったけれども、当時ベルリン大学の民法教授の中心人物であり、日本にもよく知られていたデルンブルクの名前を出したのであろうか。²⁴

従来の研究との関係で注目されるのは、いずれにせよコーラー²⁵の名前が、申報書にも聴講記録帳にもまったく出てこないことである。コーラーも、この学期、法哲学・比較法をはじめ、数多くの講義を開講している。岡松は、やはり聴講申請せずにコーラーの講義に出席したのであろうか。岡松にとって、コーラーの講義を聴くチャンスは、続く一八九七年夏学期および一八九七／九八年冬学期にも存したのであり、後述の史料から考えて、岡松とコーラーが個人的に知り合い、関係を保持したのは確実である。そうすると、やはり正式の聴講手続をとらずに講義を聴いたのであろうか。もともと、岡松の留学の全期間を通じて、コーラーの講義のノート類はまったく残っていない。

しかし、そもそもこのベルリン留学第二学期については、「岡松参太郎文書」の中に聴講ノートが一切残っていない。上述のように、英語からドイツ語学習に入っていた岡松にとって、講義を聴いてノートを作成するにはドイツ語の聴き取り能力が

まだ十分ではなかったのかもしれない。そうすると、コーラーとの個人的な接触も、次の一八九七年夏学期以降のことであったのかもしれない。

そこで、ベルリン大学における第二学期（一八九七年夏学期）の聴講状況であるが、これについては申報書が伝わっておらず、聴講記録帳のみが情報源である。そこには、① Eck のパインデクテン Pandekten、② Hecker の初心者向けイタリア語文法 *Italienische Grammatik für Anfänger* のみが記されている。聴講申請の日付は①が五月一八日、②が五月二一日であるが、この学期もやはり聴講終了申請は行われていない。このように聴講講義数はごく少ないのであるが、この二つの講義については、いずれも講義ノートが残っている。特に、エックのパンデクテン概論の講義ノートは、ほとんどドイツ語のみで書かれ、分量も多く、「岡松参太郎文書」に伝わる留学中の講義ノートの中でも、最も詳細なものである。岡松は、後述のように、このエルンスト・エック Ernst Eck（一八三八—一九〇一年）の講義を次の学期にも聴講している。岡松のドイツ法学習得の経路として、注目されるべきであろう。残されたノート類から推測すると、このベルリン滞在第二学期から、岡松の聴講が軌道に乗り始めたように思われる。

その他、この一八九七年夏学期およびそれに続く時期からは、各種の語学練習ノートが伝わっている。イタリア語の練習ノート（一八九七年三月二日から七月五日まで）⁽²⁸⁾、文法の初歩から始めたラテン語の練習ノート（一八九七年四月二日から八月二日まで）⁽²⁹⁾、各所に *Bravissimo* など評価の書き込みがあるイタリア語のノート（一八九七年七月一日から一八九八年二月二六日まで）⁽³⁰⁾、フランス語のノート（一八九七年九月二日から一八九八年二月一〇日まで）⁽³¹⁾、英語からドイツ語への翻訳練習ノート（一八九七年一月二二日から一八九八年三月一七日まで）⁽³²⁾ および週一回のペースで書き込まれたラテン語練習ノート（一八九八年二月一日から三月一八日まで）⁽³³⁾ などである。昭和初期に至るまで、日本人のヨーロッパ留学において外国語の修得は大きなウェイトを占めていたが、岡松も、語学学習に精励したことがうかがわれる。

さて、岡松参太郎のヨーロッパ留学を特徴付けるのは、彼が早い時期から滞在地以外への巡歴を盛んに希望していたことである。

巡歴に関係する最も古い文書は、巡歴不許可を伝える蜂須賀文部大臣名の通知で、一八九七（明治三〇）年三月一二日付で、フランス、イギリスへの六〇日間の巡歴の願いを不許可として

いる。これに先だつて岡松が出した巡歴願い自体の案文は残っていないが、本通知によれば、巡歴願いは一月一五日付で国際私法の取り調べにかかるものであったとされている。ベルリンでの最初の学期が終わって学期休みに入るのに合わせて、巡歴を計画・出願したものと思われる。このように岡松は、既にベルリン留学を始めて半年ほどで巡歴を希望し、後述のように以後も頻繁に巡歴を願っている。岡松の好奇心旺盛で活動的な性格をうかがわせるものと言えよう。

最初の願いがこのように却下された後、岡松は再度の巡歴研究願いを提出した。⁽³⁴⁾ 伝わっている文書自体は下書きのようで、日付は一八九七（明治三〇）年五月五日となっている。それによれば、先般、国際私法のうち、外国人の権利およびそれに関する裁判の実際を取り調べるために巡歴願いを出したが、許可されなかった。しかしこの件は、自分の研究事項のうちでも最も重要なものであり、かつこの件に関しては条約その他の文書と実際とは大いに違っているので、実際の慣例裁判等を取り調べる必要がある。そこで改めて、八月上旬以降の夏期休暇の一ヶ月間、「左ノ二地」での巡歴研究とその他のための学資増額を認めてもらいたい、と述べている。「左ノ二地」がどこかは、明記されていないが、正式の願い出は、ベルギー、イギリスへ、と

いう形で行われた。

この間、岡松の留学期間の延長が行われている。一八九七（明治三〇）年五月一日作成の、留学期間を一年延長する、蜂須賀文部大臣名の命令が伝わる。⁽³⁵⁾ 岡松の留学は、おそらく更にもう一度一年延長された後、後述のように最後に六ヶ月延長され、そしてその期間満了前に、帰国命令が出されることとなる。

しかしこの再度の巡歴願いも、やはり却下されることになる。巡歴願いを却下する、一八九七（明治三〇）年六月二九日作成の文部省の決定が伝わっている。⁽³⁶⁾ 文部省専門学務局長木下廣次名の通知である。それによれば、岡松から五月五日付でベルギーおよびイギリスへの巡歴の願いが出された。これは再度の願い出であるけれども、現在学資増に充てうる予算は乏しい。また岡松はやはり五月に留学期間の一年延長を命じられているのだから、本年度内に巡歴研究を行うことは必ずしも必要ではないであろう。それゆえ巡歴の願いはこれを却下する、というものであった。

こうしたやりとりをささみながら、岡松のベルリン留学も三学期目に入る。ベルリン大学における三度目の学期の勉強状況を文部省に報告する申報書が残っている。⁽³⁷⁾ これは日付および文部大臣の宛名を欠いており、正式な報告書の下書きの

ようである。ここで岡松は、一八九七（明治三〇）年七月から一二月までの状況を報告している。それによれば、引き続きベルリン大学に在学し、明治三〇年八月一五日までは、前回の申報書の明治三〇年四月一五日以降と同様に研修した、という。「岡松参太郎文書」中に史料は残っていないが、この期間直前の状況（つまりベルリン大学での二学期目の初めまでの時期）についても、別に申報書を提出したものと思われる。そして、明治三〇年一〇月一五日から現在に至るまでは、①教授デルンブルヒ（Prof. Dernburg）氏に就き、ドイツ民法典総則および債権関係編を（Allgemeiner Theil und Schuldverhältnis）、②同ギールケ（Prof. Gierke）氏に就き、ドイツ民法典物権編を、③同エック（Prof. Eck）氏に就き、ドイツ民法典相続編、を学んだ、と報告している。しかしこのでも、岡松の報告と彼の聴講記録帳との間には食い違いが見られる。聴講記録帳によれば、ベルリン大学三学期目における聴講状況は、①ギールケ Gierke の民法典（物権法、著作権法・営業法） Bürgerliches Gesetzbuch: Sachenrecht, Urheberrecht, Gewerbsrecht、②エック Eck の現代ローマ相続法・民法典の相続法 Das heutige römische Erbrecht und das Erbrecht des bürgerlichen Gesetzbuches、③クローメ Crome のドイツ民事

訴訟 Deutsches Reichsivilprozess、④ギールケ Gierke の一般・ドイツ国法 Allgemeines und deutsches Staatsrecht、⑤ダンバッハ Danbach の国際法 Völkerrecht である。聴講申請の日付は、⑤十一月一日、①②④十一月一日、③十一月八日で、かなりそろっている。聴講終了申請は、やはりまったくなされていない。申報書と聴講記録帳を比較すると、やはりデルンブルクの名が前者にはあり、後者には見られない。一方、ノートが残っていることから、少なくとも一部は実際に聴講したことが確実な、ギールケの国法学、クローメの民事訴訟、ダンバッハの国際法が、申報書には登場しない。これは、岡松の留学命令が、民法および国際私法研究のため、となっていたことと関係しているのかもしれない。

聴講記録帳に出てくる①から⑤の講義については、分量には差があるものの、すべて講義ノートが残っている。この時期の講義ノートは日本語混じりで書かれたものがほとんどであるが、オットー・フォン・ギールケ（一八四一—一九二二年）の物権法の講義ノートは、序論から始まって講義のほぼ全体がノートされている。エックの相続法の講義ノートも、かなり分量の多いものである。カール・クローメ Carl Crome（一八五九—一九三二年）の民事訴訟法の講義ノートは、日本語の部分

がやや少ないが、やはり講義全体をカバーしているようである。ギールケの国法の講義ノートは講義冒頭部を欠くものの、その後は最後まで筆記されている。⁽⁴¹⁾ ノート冊子の残りは、その後ハレで受講したレーニンゲ Loening の国際私法講義の筆記に転用されている。ダンバッハ Dambach の国際法講義ノート⁽⁴²⁾だけは、ドイツ語のみで書かれており、分量は少ない。これらの他に、ヒンシウス Hinschius の家族法講義を一部聴講したようであるが、講義ノートが残っている。⁽⁴³⁾ ただし、ほぼドイツ語のみで書かれたこのノートはすぐに筆記が終わっており、比較的すみやかに聴講しなくなったようである。このように、この時期から伝わるノート類は、長短精粗さまざまであるが、一学期目、二学期目と比較すると、岡松のベルリン大学での聴講が軌道に乗って本格化してきていることがうかがわれる。

このように、ベルリンでの留学生活にも慣れてきた岡松は、更に遅くともこの一八九七／九八年冬学期中に、ハレ大学への転学を準備し始めた。その際、彼は、ハレへの転学とドイツ、オーストリア・ハンガリー各地の巡歴とを組み合わせる。この巡歴研究旅費を概算した文書が残っているが、それによると旅程は、ベルリン、ヴィーン、ブダペスト、ミュンヘン、ハレとなっており、ヴィーン、ブダペスト、ミュンヘンに六日ずつ滞

在する計画になっている。そして、今回の巡歴は文部省にも許可され、実行された。岡松は、一八九八（明治三一）年四月三〇日付で、文部省（西園寺公望）あてにハレ大学への転学を届け出た際に、ハレ転学途中のオーストリア・ヴィーン等を経由する巡歴許可に三月二三日に接したことを述べ、三月二六日にベルリンを出立、各地を巡歴研究したうえで、四月二〇日にハレに到着、二六日から就業したと述べている。⁽⁴⁴⁾ この伝承文書自体は控えてあろう。

ベルリン大学文書館には、岡松の退学証明書（一八九八年四月一八日付）が残っている。⁽⁴⁵⁾ ハレ大学への転学のために作成されたものである。岡松はここで、東京生まれ、父は故教授と申告している。ベルリン大学入学前の学校についての情報は、学籍登録時と同様（ここでは見られなく）、Abitur などの情報も何記載されておらず、十分な証明（Gentigender Zeugnisse）にもとづき、学籍登録した、と書かれている。一八九六年一月二一日に学籍登録し、一八九七／九八年冬学期の終わりまで法学部に在籍したとされている。ところが、通常は、かくかくの講義を聴講した、ということが証明されるはずのところ、岡松の場合は在籍期のみが示され、講義についての記載を欠いている。他の学生の退学証明書の場合、具体的に講義の記載が

あるものがほとんどである。岡松と同時に学生登録し、一八九六／九七年の冬学期のみ在籍した松山陽太郎の退学証明書にも、彼が登録した二つの授業の記載がある⁽⁴⁸⁾。この点、岡松のケースは異例と言つてよい。これは、前述のように、岡松が、講義の聴講終了申請を行わなかったからであり、規定通り期限を守つて聴講申請および聴講終了申請しなかった講義は、退学証明書には記載されないことになっていたのであった。「岡松参太郎文書」の中にもベルリン大学発行の退学証明書が残つているが⁽⁴⁹⁾、基本的にベルリン大学文書館に残る資料と同じで、在籍学期の記載があるのみで、聴講講義については記載されていない。

二・ハレ滞在

このように、三学期間滞在したベルリンを後にして、岡松参太郎は一八九八年四月にハレに入った⁽⁵⁰⁾。ハレ大学への学籍登録は、一八九八年四月二十八日に行われた。ハレ大学文書館に残る学籍登録簿に、岡松は自筆で必要事項を記載している⁽⁵¹⁾。ここで、やはり父の身分は「教授」としている。そしてこの学籍登録簿によれば、岡松はその後一八九八年一月六日に、退学手

続 Exmatriculiert をせずに大学を去った、とされている。「岡松参太郎文書」にはハレ大学の入学許可証も伝わっており、日付は、学籍登録と同じ一八九八年四月二十八日である。

さて、岡松と同じ日に、他に二人の日本人が学籍登録している。一人は医学部で学ぶことになる Oskar Ueki なる人物である⁽⁵²⁾が、もう一人は岡田朝太郎であった⁽⁵³⁾。岡田朝太郎（一八六八—一九三六年）は、明治から昭和初期の刑法学者で、一八九一年に帝国大学法科大学仏法科を卒業、更に大学院で刑法を専攻し、一八九三年に法科大学講師、一八九四年には法科大学助教となった。そして岡田は、一八九七年から一九〇〇年まで、刑法研究のため、ドイツ・フランスに留学する。ドイツではベルリンとハレに滞在し、ハレでは後述の刑事法学者リストに学んだ。帰国後一九〇〇年には、帝国大学法科大学教授、一九〇一年に、法学博士となっている。岡松同様彼も、日本だけでなく、東アジアで活躍した法学者で、一九〇六年には、清国に招かれて、法学教育、および法典編纂の助言にあたった⁽⁵⁴⁾。このような岡田朝太郎の経歴から明らかなように、岡松と岡田はともにベルリンからハレへ転学したのであった。そしてその後岡田の方は、一八九九年一月一日にハレ大学を去っている。ハレを後にしたのも、岡松とほぼ同時期であったことになる。

岡松参太郎と岡田朝太郎のその後の関係を見ると、岡松は帰国後ほどなく、刑法改正問題について、岡田と論争して⁽⁹⁵⁾。また「岡松参太郎文書」には、はるか後年に岡田から岡松へ送られた書簡が伝わっている。⁽⁹⁷⁾日付は一九一四（大正三）年二月二〇日で北京から東京へ送られたものである。その中で岡田は、中国の法典編査会で起草中の民法草案の改訂のため、岡松が中国へ渡る可能性があるかどうか、問い合わせしている。岡田は、関係者の依頼により、自分が代わって問い合わせると言っているが、ベルリンおよび特にハレにおける両者の関係を考えれば、岡田がその任にあたったことは理解しやすいであろう。

「岡松参太郎文書」には、学籍登録と同じ一八九八年四月二八日の作成日付で、ハレ大学の聴講記録帳が残っており、ハレにおける岡松の聴講状況を知ることができる。⁽⁹⁸⁾ここで、まず岡松が聴講料を払っているのは、①エンデマンの民法第一部 Bürgerliches Recht Theil I (Prof. Endemann) ②レーニングの国際私法・ドイツ民法典 Internationales Privatrecht und Deutsches bürgerliches Gesetzbuch (Prof. Loening) ③エンデマンの民事立法史 Geschichte der Codificationsbestrebungen auf dem Gebiet des bürgerlichen Rechts (Prof. Endemann) ④シュタムラーの民法実習第一部 Practicum des bürgerlichen Rechts.

「Theil (Prof. Stammler) ⑤シュタムラーのローマ法釈義演習 Exegetische Übungen im römischen Recht (Prof. Stammler) ⑥リストの刑法実習 Strafrechtliches Practicum (Prof. List) ⑦ヴァイゼのイタリア語演習 Italienische Übungen (Dr. Wiese) ⑧ヴァイゼのペトラルカ講読 Erklärung von Gedichten Petrarca (Dr. Wiese) である。これらのうち、聴講申請 anmeldeten したのは、①⑦⑧で、①は五月一日、⑦⑧は五月一三日に聴講申請がなされている。他方、「岡松参太郎文書」に残っている講義ノートからすると、①②③④は、少なくとも一部は実際に受講された。

すなわち、フリードリヒ・エンデマン（一八五七—一九三六年）のドイツ民法典講義ノートは、契約各論と不当利得部分の講義で、ノート冒頭に一八九八年五月二日の日付がある。日本語部分がかかなり多く、冒頭部を欠き、中間にいくつか抜けた部分があるが、全体の分量は多い。レーニングの国際私法の講義ノートは、ノート冒頭に一八九八年五月九日の日付があり、やはり日本語部分がかかなり多いが、全体の分量はそれほどではない。エンデマンの法典化の歴史の講義ノートも、日本語混じりで書かれているが、分量はごくわずかである。ルドルフ・シュタムラー（一八五六一—一九三八年）の民法実習のノートは、ほ

とんどドイツ語で書かれており、分量としては少ないが、一八九八年七月三〇日の第一一回まで、岡松が授業に参加し続けたことが記載からわかる。

岡松のハレ大学での聴講は、この一学期のみであったが、講義形式の授業だけでなく、実習や演習にも聴講料を払って参加しようという姿勢を岡松が見せていることは、彼がますますドイツの大学になじんできたことを示すものと言えるであろう。

さて、ハレ滞任時代からの注目すべき史料として、「岡松参太郎文書」中には、ハレ大学の刑事学ゼミナール（リストが教授）の書庫利用証が残っている。⁽⁶³⁾発行日付は四月二十九日になっており、岡松は早くも学生登録の翌日に、刑事学ゼミナールへ顔を出していたことになる。おそらく、岡田朝太郎とともに訪れたものと思われるが、上述のリストの刑法実習の聴講料支払いと並んで、岡松自身の刑事法への関心をもうかがわせる事実であろう。岡松が「リストの研究室で学んだ」ことは、既に牧野英一が岡松追悼文で言及しており、⁽⁶⁴⁾生前の岡松がそのように言っていたのであろう。

そして、ドイツにおけるいわゆる新派刑法学の代表者であり、刑事法の国際比較研究の推進者でもあったフランツ・フォン・リスト Franz von Liszt（一八五一年一九一九年）⁽⁶⁵⁾は、ベルリ

ンにおけるコーラーと並んで、岡松がパーソナルな関係を持つたドイツの法学者であった。このことは、岡松の後年の行動から明らかになる。

岡松参太郎は、一九〇八（明治四一）年にヨーロッパを再訪して、一月三日に帰国するが、⁽⁶⁶⁾その際一九〇八年七月一三日にベルリンで晚餐会を催した。この会に岡松は、コーラーと当時ベルリン大学に転じていたリストを招待しているのである。招待を受けたコーラーから岡松への返事が伝わるが、⁽⁶⁷⁾そこでコーラーは、自身は所用により出席できないが、代わりに息子を出席させると伝え、近いうちにまた会えることを望んでいると書いている。岡松が特にコーラーを招待し、コーラーも息子を代理出席させていることから、岡松とコーラーの近い関係がうかがわれる。ここで出てくる息子とは、アルトゥール・コーラーのことだが、彼は一九〇四年一月に東京を訪問し、穂積陳重をはじめとする東京帝国大学の教授たちや司法省高官の歓迎を受けていた。⁽⁶⁸⁾それゆえ息子自身、日本と縁があったわけである。また、リストから岡松への返書も伝わるが、⁽⁶⁹⁾彼も、大学で所用があり、出席できない旨返事している。そして、昨日岡松が訪問してくれたのに、既に大学へ出ていたために会えず、申し訳なかつたとも書いている。岡松がリストに会いに行つて

いるところからも、ハレ留学中に個人的知遇を得たことがうかがわれる。

更に、一九二二（大正一〇）年の岡松の三度目（そして最後）のヨーロッパ訪問に際しては、彼は既に故人となっていたコーラーおよびリストの墓前に花を捧げている。岡松の知人フォン・プスタウ Von Pustau から岡松宛の一九二一年の手紙は、ベルリンのリストとハイデルベルクのコーラーの墓前に岡松が花環を捧げる件で、花環の準備について岡松に知らせている。更に、花環献呈を新聞紙上で公表する記事の草稿も同封して送ると述べている。草稿では、現下のドイツの窮状に対する日本からの援助の一環として、岡松による花環献呈が紹介されている。その際、ドイツに留学した日本人法律家はおそらく例外なく、リストとコーラーの講義を聴講したであろう、と述べられている。更に、フォン・プスタウから岡松への別の手紙（一九二二年九月二日付）⁽⁷²⁾は、岡松の医師集会における演説と（リストおよびコーラーの墓前への）花環献呈を伝える、*Ostasiatische Rundschau* Nr.15の二ページ分を同封して送る、としている。また、（記事を見た）リスト未亡人およびコーラー子息から電話があり、よろしくとのことであったと書いて⁽⁷³⁾いる。

このように、確認できる限りではヨーゼフ・コーラーとフランツ・フォン・リストが、岡松が個人的に知遇を得たドイツの法学教授たちであった。そして、当時のドイツの法学者のうちで、コーラーとリストが、西洋世界の外まで含めた国際的・比較法的関心において顕著な存在であったことを考えれば、この二人と岡松との関係は決して偶然ではなかったとも言えよう。

リストおよびコーラーとの関係を追って時間をずいぶん先まで進めてしまったが、ハレにおける岡松に戻ると、上述のようなハレ大学での学業のかたわら、やはり巡歴が計画されている。一八九八（明治三一）年五月一日付の学資増給願の草稿が残っているが、それによると八月上旬にハーグで開かれる国際私法協会大会に出席し、あわせてそこからの帰途、ハンブルクおよびブレーメンを巡歴し、国際私法上の外国商事会社の取り扱いに関する事項を研究するとして、そのために学資増給を願っている。旅費滞在費概算によれば、ハーグに二週間、ハンブルクとブレーメンにそれぞれ一週間の滞在が計画されている。この願いが実際に文部省にあてて出されたかどうかは、文部省からの返事が残っていないために不明で、草稿にとどまったかものかもしれないが、そうだとすると、やはり岡松の活発な動きを例証するものと言える。

そして更に岡松は、ドイツ以外の国への転学を企図するようになる。一八九八(明治三二)年七月一五日付の転学の願い出が残っている。⁽⁷⁵⁾宛先は文部大臣尾崎行雄で、実際に大臣宛に出された願いの控えか草稿と思われる文書である。そこで岡松は、国際私法および民法の研究のため、一〇月上旬からフランス・パリへ、更に翌年四月からイタリア・ローマへの転学を願っている。ハレでの勉学は、一八九八年夏学期で切り上げて、一八九八/九九年冬学期からはフランスへ、更に一八九九年夏学期にはイタリアへ転じようというのである。岡松の留学中の勉学志向としては、ドイツ法学一辺倒というわけではなかったのである。

同じく一八九八(明治三二)年七月一五日付の巡歴研究願も残っているが、これも控えか草稿であると思われる。それによれば、別にフランス・パリへの転学を願っているが、国際私法のうち外国人の権利とそれに関する裁判の実際を取り調べるため、パリ転学の途中に、ベルギー・ブリュッセルを巡歴したい、また来年七月に留学期間が満了して帰国する際には、その途中イギリスおよびアメリカを巡歴研究したいと願っている。ドイツ、イタリア、フランスだけでは足りず、イギリス、アメリカも含めて西洋世界を広く見て回ろうという勢いである。

これらの岡松の希望のうち、フランスおよびイタリアへの転学とブリュッセル巡歴は、文部省から許可された。一八九八(明治三二)年九月一二日付で、文部大臣官房秘書課長正木直彦名で、転学と滞在を許可する文部省の通知が出された。⁽⁷⁷⁾七月一五日付で願い出られた転学・巡歴の件のうち、今年度にかかるものは別紙のとおり、許可されたとする。しかし、帰朝途中の英米巡歴は、来年度に属することでもあり、また旅程も不明なので、更に旅費見込み書を提出するように、しかし(やはり来年度に)イタリアへ転学する際には更に願出するには及ばない、と指示されている。とりあえず、ブリュッセル巡歴を経て、パリへ転学するという部分、およびイタリア転学の希望は承認されたわけである。

やはり一八九八(明治三二)年九月一二日付の文部大臣尾崎行雄名の転学許可書も残っており、上の秘書課長名の文書と同時に岡松のもとへ届いたのである。七月一五日付で願出された、一〇月以降のフランス転学、およびその途中でベルギー・ブリュッセルに滞在研究する件を許可し、転学および滞在に必要な旅費その他の費用として金一〇〇円を、通常の学資に増給する、とされている。

更に同日付、文部大臣名で、フランスおよびイタリアへの留

学の許可書が出されており、⁽⁷⁹⁾留学期間内に、フランスおよびイタリアへも留学することを命じ、フランス留学中は年間金一八〇〇円、イタリア留学中は年間金一七四〇円を支給するものとしている。

三三 ハレからフランスへ

さて、「岡松参太郎文書」には、ドイツからイタリアを経てスイスに至る旅行クーポンが残っている。⁽⁸⁰⁾発行元は、ベルリンの旅行代理店で、発券日付は一八九八年一〇月八日である。そこからおよそその旅程を復元すれば、ベルリン→ハレーライプツィヒ→ドレスデン→ヴィーン→ヴェネツィア→ポローニャ→フィレンツェ→ローマー・ピサ→ジェノヴァ→ミラノを経てスイスへ、というものであった。

一方この間、一八九八（明治三二）年一月八日付で、文部大臣犬養毅名の留学延長命令が出された。⁽⁸¹⁾岡松の留学期間は一八九九（明治三三）年七月に満期を迎えるべきところであるが、それを同年一二月まで延長することを命じている。命令はハレへ送られ、一二月二六日にハレに到着したが、このとき岡松は既にハレを発った後であり、命令はパリへ転送されたのである

う。

東京で留学期間延長命令が出されたのと同じ頃、パリに到着した岡松は、転学の届け出を行っている。⁽⁸²⁾日付は一八九八（明治三二）年一月一五日だが、「実は一月二三日」という付記がある。これは草稿なので、一五日に草稿を書き、実際に文部省に送った届けは二三日の日付で作成したものと思われる。かねてフランス・パリへの転学とその途次におけるベルギー・ブリュッセルへの滞在を願っていたところ、一〇月五日にハレで許可の命令に接した。そこで一〇月七日にハレを出立、途中ベルギー・ブリュッセルに滞在研究した後、一月一五日にパリに到着し、就業するところとなった、と報告している。

フランス滞在中の岡松については、「岡松参太郎文書」に残る史料からうかがわれる限りでは、大学で法学の講義を聴講した形跡は見られない。この時期からは、フランス語の学習ノートが数冊残っている。一八九九年二月二日から四月八日までのフランス語ノート⁽⁸³⁾には、週間プランと思われる書込があり、語学学校へ通ったのかもしれない。それに続く一八九九年四月一日から五月四日までのフランス語ノート⁽⁸⁴⁾にも、やはり語学学校へ通ったような形跡がある。他に、一八九九年五月一日のフランス語ノート⁽⁸⁵⁾もある。

そうこうするうちに、一八九九（明治三二）年三月二三日作成で、文部大臣樺山資紀名による帰朝命令が出された。⁽⁸⁶⁾ 本年七月一四日を期限として、それまでに帰朝せよとの命令である。同封されていたと思われる、文部大臣官房秘書官樺山資英の送り状（同日付）によれば、明治三十一年一月七日付で、明治三十二年一二月まで五か月の留学延期が命じられていたが、来る九月から京都帝国大学法科大学が開設されるため、その前に帰朝するようにとの命令が出たのであった。命令と送り状は、パリの日本公使館にあてて送付されたが、そこから転送されて、当時ブリュッセルにいた岡松のもとへ四月一七日に到着した。結果として、留学期間延長はなかったことになり、ほぼ延長前の本来の期限内に帰朝しよう命じられたことになる。これによって、岡松の本格的なイタリア滞在は、実現せずに終わったのであった。

四. 留学生活

「岡松参太郎文書」中には、ベルリンおよびハレにおける岡松について、既に述べた大学関係以外の留学生活の諸側面をうかがわせる史料が残っている。

例えば、岡松が留学中に購入した書籍や専門雑誌の代金請求書や領収書などが残っており、そこからおおよその購入時期とタイトルを再構成することができる。ベルリン滞在の第二および第三学期にあたる時期には、Brinz, Pandekten, 4 Tle.; Leonard Jacobi, Akademische Praktika, I. Dernburg, Pandekten, 3 Bde.; Jherings Jahrbuch, Bd.18; Archiv für bürgerliches Recht, 1886; Regelsberger, Pandekten I; Berner, Strafrecht; Gustav Pescatore, Die sogenannte alternative Obligation; Franz Hofmann, Ueber das Periculum beim Kaufeなどが購入されている。また、これは図書ではないが、岡松は一八九七年一二月一六日にベルリンで、サヴィニーのパンデクテン講義の学生筆記ノートを購入している。⁽⁹⁴⁾ このように、最も早く購入されたタイトルの中に、デルンブルクのパンデクテン教科書が登場することは注目される。前述のように、岡松は文部省への申報書には、デルンブルクに就いて学んだと書きつつ、実際に継続的に講義を聴講した形跡を残していないのであるが、デルンブルクの教科書は入手しているわけである。

ハレに移った後の時期の購入としては、イタリア語学習に関係した文献⁽⁹⁵⁾の他、Archiv für bürgerliches Recht, Bd. 8-11; Rudolf Stammler, Praktikum des bürgerlichen Rechts

für Vorgerücktere zum akademischen Gebrauch und zum Selbststudium;⁽⁹⁵⁾ Levin Goldschmidt, System des Handelsrechts; F. Meili, Geschichte und System des internationalen Privatrechts im Grundriss; Theodor Niemeyer, Vorschläge und Materialien zur Kodifikation des internationalen Privatrechts;⁽⁹⁷⁾ Otto von Gierke, Deutsches Privatrecht I; Theodor Niemeyer, Das in Deutschland geltende internationale Privatrecht; Ernst Zitelmann, Irrtum und Rechtsgeschäft; A. v. Kirchenheim (Hrsg.), Juristischer Literaturbericht, Heft 1,3,5,8; Archiv für bürgerliches Recht, Bd.14; Theodor Kipp, Quellenkunde des römischen Rechts⁽⁹⁸⁾などがある。この時期の購入は、国際私法、商法、ドイツ私法などより多彩な分野にわたっているのが特徴的である。

更に、ベルリン時代の岡松について注目される事柄として、「比較法・国民経済学国際協会 Internationale Vereinigung für vergleichende Rechtswissenschaft und Volkswirtschaftslehre」の会員となったことがある。後述の協会からの書簡からすると、遅くとも一八九七年の後半には入会したものと推測される。この協会は、ドイツにおける比較法関係の学会の嚆矢となった団体である⁽⁹⁹⁾。この協会の設立に向けた動きには、コーラーの影響

が大きかったが、しかし、その後一八九四年にフェリックス・マイヤー Felix Meyer を中心に実際に協会が設立される際には、コーラー流の比較法学に限らず外国法への実務的関心にも配慮した会となった。組織上のモデルは、リストの「国際犯罪学協会 Internationale Kriminalistische Vereinigung」であった。協会は、ドイツ人会員に加えて外国人会員の獲得も図り、ベルリンを本部にゆくゆくは各国支部を設けようとしていた。

「岡松参太郎文書」中には、「国際協会」の会則⁽¹⁰⁰⁾と会員名簿⁽¹⁰¹⁾が伝わっているが、名簿には岡松の名がないので、彼が入会する前の状態のものである。会員として、クローム、リスト、ゼツケルらがあがっているが、コーラーの名は見えない。日本人会員としては、明治期の監獄行政に重要な足跡を残した小河滋次郎（一八六四—一九二五年）の名が記載されている⁽¹⁰²⁾。小河は、一八九五年六月にパリで開催された第五回国際監獄会議に日本政府から派遣され、会議終了後もヨーロッパにとどまった。ベルギーでの視察を経て、ベルリンに入り、八月以降、ベルリンのモアビート監獄の典獄であったカール・クローネの指導を受け、更に十一月頃からベルリン大学で刑法、刑事訴訟法、行政法等の講義を聴講した。このベルリン滞在中に「国際協会」に入会したのであろう。しかし小河は、一八九六年五月にはク

ローネの勧めでボン大学に転学しており、岡松のベルリン滞在とは重ならない。おそらく、両者の間には、留学中接点はなかったであろう⁽¹⁶⁾。その他の日本人会員として、『Taiso Oyaga, Rechtsanwalt, Tokio』が見える。

「国際協会」は会誌上に何度か会員名簿を掲載しているが、五号（一九〇二年）掲載の会員名簿によれば、日本人会員としては、穂積陳重、井上密、清浦圭吾、松波仁一郎、小河滋次郎、岡松参太郎、高根義人らの名が見える。岡松の他に、同時期にベルリンに留学した井上密と高根義人の名前もあるところからすると、彼らは同じタイミングで入会したのではないかと思われる。同名簿には、在ベルリン日本人留學生の会員が何名か含まれており、岡松たちのように現地ベルリンで協会を知って入会する例はそう珍しくはなかったのである。ちなみに、この時点の名簿にもやはりコーラーの名はない。

岡松は一九〇七年八月に、「国際協会」から会誌の送付を受けている⁽¹⁷⁾。同封の手紙によれば、会誌は既に会費（一九〇七年四月から一九〇八年三月までの分）を支払った会員にはただちに送付され、会費未払いの会員には、会費払い込みが確認された次第送付される、とあるので、岡松は、この時点で既に会費を支払っていたことになる。更にその後「国際協会」から岡松へ、

何度か郵便物が送付されている⁽¹⁸⁾。

日本へ帰国した後の岡松と「国際協会」との関係を示すものとして、「岡松参太郎文書」中には、会への所属と会誌バックナンバー販売についての「国際協会」からの通知が残っている⁽¹⁹⁾。日付は、一九〇六年一月十七日であるが、協会側は、岡松の主張にもかかわらず、岡松は一九〇七/九八年以来会員であり、それゆえその年以降の会誌（すなわち三号以降）も受け取ったはずだ、としている。そのうえで、入会前の会誌一、二号も会員価格で購入可能であると伝えている。また、「岡松参太郎文書」中には、「国際協会」の会員証が、一九〇七/九八年分から一九〇五/〇六年分まで合計九枚残っている⁽²⁰⁾。筆跡が同じなので、おそらく一時にまとめて作成され、送られてきたのである。岡松の居所表示が「京都」となっていることも、一括送付を裏づけるものである。岡松は年会費を一括して支払ったものと思われる。その後も、一九〇七年二月一八日付で、「国際協会」から岡松宛に、一九〇六/〇七年分の会費の払い込みを求める葉書が、また一九〇八年二月一五日付で、一九〇七/〇八年分の会費の払い込みを求める葉書が届いている。一九〇八年三月七日付で作成された「国際協会」の一九〇八年分の会員証もあり、先の請求に岡松が応じて会費を払い込んだ結

果、会員証が送付されてきたのであろう。更に一九〇八年五月八日付の「国際協会」からの葉書は、一九〇八／〇九年分の会費払い込みを請求し、払い込みが確認され次第、既に出上がっている会誌の1908.09号を送付する、と伝えている。

更に「国際協会」関係で注目されるのは、前述のように発足以来の中心人物であったフェリックス・マイヤーとの交流である。一九〇八年六月のマイヤーから京都の岡松宛の葉書には、明治四一年八月二日に受け取った旨の（おそらく岡松による）書込があるが、そこでマイヤーは、“Untersuchungen über die Rechtsgewohnheiten der Eingeborenen in Formosa”の刊行を喜び、著書を送ってくれるか、ベルリンへ持ってきてくれるとありがたいと述べている。またマイヤーは、まもなくベルリンで岡松と会えるはずと聞いた、とも述べている。岡松の二度目のヨーロッパ訪問を前にした通信であるが、「国際協会」の中心人物であったマイヤーの岡松に対する関心をうかがわせる。そして実際、岡松はベルリンでマイヤーと会うことになる。前述の一九〇八年七月の晩餐会に、岡松はマイヤーをも招待したのである。それに対してマイヤーは、招待を受けて出席すると伝えており、一か月前に岡松に手紙を送ったが、岡松はおそらく（行き違いになって）受け取っていないであろうと書いて

いる。⁽¹⁶⁾

その後の「国際協会」との関係として、「岡松参太郎文書」中には、「国際協会」から外国会員にあてたアンケートが残っている。⁽¹⁷⁾一九二二年一月三十一日付で、法人概念と法人の国籍に関する質問項目が記されている。更に、一九一三年一月一日付で、フェリックス・マイヤーから岡松への書簡が残っているが、そこでマイヤーは、岡松の情報送付に感謝し、岡松が再度ベルリンを訪れることがあればうれしい、と書いている。おそらく、アンケート調査への回答に対する礼状と思われるが、これも後年に至るまでの岡松と「国際協会」およびマイヤーとのつながりを示すものである。

その他、留学中の岡松の関心をうかがわせるものとして、ベルリンとハレに滞在していた間の新聞の切り抜きが残っている。「岡松参太郎文書」には、Berliner Lokal-Anzeigerの購読申込用紙があり、岡松はこのベルリンの地方紙を定期購読したらしい。そこから（一部は確実に、他もおそらく）の切り抜きがいくつか残っている。日付の判明する切り抜きは、ほとんど一八九七年一月から一八九八年二月の期間に集中しているが、これはベルリン到着後約一年を経過し、ハレへ転じる直前の時期にあたる。

切り抜きの中には、ローマ史・ローマ法学者テオドル・モムゼンについて、八〇歳の直前にベルリンのモムゼン邸を訪問した記者による記事があり、またモムゼン八〇歳祝賀の模様（一八九七年一月）が、ベルリン大学文学部の祝辞、エックによって起草された法学部の祝賀碑文、学生団体主催のモムゼン祝宴 Mommsen-Kommers などの描写によって紹介されている⁽¹²⁾。岡松の学者らしい関心がうかがわれる。また、エミール・ゾラについての切り抜き（一八九八年二月）もあり、当時まさにドレフュス事件の渦中にあった「告発する」が公表されたのが一月）ゾラの質素で規則正しい日常生活を伝えるフランス特派員の報告が記されている。

更に、膠州について、膠州湾周辺の地勢などを紹介した簡単な記事の切り抜きがあり、ドイツの東アジア進出に岡松が注意を払っていたことがうかがわれる。当時はちょうど一八九七年一月に、中国山東省でドイツ人宣教師二人が殺害される事件が発生し、これを機にドイツはただちに膠州湾を占領していたのであった⁽¹³⁾。

しかしこうした学問・政治に関わる話題以外にも、切り抜きの中には、世界で最も美しいものは何か、三歳から二三歳までの男女の子どもに質問して得られた答えについての記事⁽¹⁴⁾、べ

ルリンの初雪、男女の産み分けが可能であると主張する、ヴァイン大学教授シェンク Schenk の説について⁽¹⁵⁾、地球を回る第二の月を発見したと主張するハンブルクの学者の話、イギリスのメアリ・ウルストンクラフトなどを取り上げた女性に対する賞賛と非難⁽¹⁶⁾、キスに対するニューヨークの税関職員たちの戦い⁽¹⁷⁾、長期間ベッドにいる病人のために発明された特殊なピアノ⁽¹⁸⁾、の記事があり、岡松の多方面に旺盛な好奇心が透けて見える。

ハレ関係の切り抜きとしては、ハレの地方紙である *Siedler Zeitung* からの切り抜きが残る。一八九九年一月一日付で、内容は、当時のドイツ国内政治（軍事法案についての帝国議会での審議）、バイエルトにおける宗派共通宗教教育、ドイツ人国外移民の減少、信書の秘密と政治との関係の歴史、フランス破棄院でのドレフュス事件関連の証言聴取の経過など、フィリピン統治と保護関税をめぐるアメリカ合衆国内の論争、アフリカの英領植民地における反租税反乱、等々である。ドレフュス事件との関係で岡松の注意を惹いたのか、それとも海外植民地との関連であろうか。

またハレ滞在期間からは、選挙関係の宣伝文書がいくつか保存されている。その一つ、*Zweites sozialdemokratisches Flugblatt* は、ハレとザール・クライスの有権者に、一八九八

年六月一六日の帝国議会選挙について、選挙権の意義を解説する体裁をとっているが、実際は、編集者Fritz Kunnert（社会民主党）の選挙宣伝である⁽¹³⁾。Hallesche Blätterの特別版は、上記帝国議会選挙の決選投票（六月二四日実施予定）において、候補者Paul Dugand（国民自由党）への投票を呼びかける内容のもので、対立候補は上述の社会民主党のFritz Kunnertであり、このBlätterはKunnertと社会民主党への激しい攻撃を含んでいる⁽¹⁴⁾。岡松の関心はドイツ国内政治と選挙へも向けられていたわけである。

おわりに

我々は、「岡松参太郎文書」中に伝わった史料によりつつ、岡松参太郎のヨーロッパ留学を細かくたどってきた。大学法学部における個別の講義の聴講状況や、法学関係の書籍・雑誌の購入状況、更には学会への入会まで判明する岡松のケースは、明治期日本人法学者の留学を伝えるものとして、貴重な事例であらう。

岡松はヨーロッパ滞在中、主にドイツで勉強したが、繰り返し他の国への巡歴を申請し、滞欧後期にはイタリアを経て、フ

ランスへ移った。またドイツでも、留学目的としてあげられていた民法および国際私法の授業以外にも、公法や刑法など幅広い分野に興味を示した。こうした軌跡は、岡松の活動的で好奇心旺盛な性格を彷彿とさせるもののように思われる。後藤新平が、台湾における旧慣調査という開拓者的事業に岡松をスカウトしたのは、（学問的な点だけでなく）この点でも、適材を射止めたものと言えるかもしれない。また、こうした岡松の動静は、既に研究によって指摘されているような、広範な法比較とりわけフランス法への顧慮を欠かさない彼の学風や、実際性を重んじる彼の姿勢と、よく対応するものと考えられる⁽¹⁵⁾。

岡松の当時のドイツ法学とのかかりについては、我々は、岡松がヨーゼフ・コーラーおよびフランツ・フォン・リストの知遇を得たことを改めて確認したが、他方で岡松が彼らの授業に長期にわたって参加した形跡がないこともまた明らかになった。例えば、岡松がコーラーに師事したという評価は、その限りで相対化する必要があると思われる。それに対して、一九世紀末ドイツのパンデクテン法学から、岡松は聴講および読書を通じて多くを学び取る機会を持った。また彼はギールケの講義や著書を通じて、いわゆるゲルマニストの法学にも接触した。このような、ドイツ民法典発効前夜のドイツ法学との取り組み

が、岡松の後年の台湾・満州関係の活動にいかなる意義を有したのか、今後更に検討することが必要であろう。

- (1) 岡松参太郎の経歴については、春山明哲『近代日本と台湾——霧社事件・植民地統治政策の研究』(二〇〇八年 藤原書店) 三〇〇—三一五頁、和仁陽『岡松参太郎一八七〇—一九二二——法比較と学理との未完の総合——』(日本民法学者のプロファイル 九)『法学教室』一八三号(一九九五年二月)七八—七九頁、浅古弘(研究代表)『岡松参太郎の学問と政策提言に関する研究』(科研費研究成果報告書)(二〇〇三年)三〇九—三一八、三二四頁の著作目録および年譜を参照。なお、岡松の日本民法学史上の意義については、清水誠『市民法学者・岡松参太郎のこと』(続・市民法の日 二二)『法律時報』七三巻二号(二〇〇一年)八四—八七頁も参照。
- (2) 北川善太郎『日本法学の歴史と理論 民法学を中心として』(一九六八年 日本評論社) 一三四頁。瑕疵担保において、岡松が、自己の旧説に何ら言及することなく、いわゆる「特定物のドグマ」をドイツ法学から受容したることについて、同一一三一—三四頁。また、北川善太郎『日本民法とドイツ法——比較法の視点から』『民商法雑誌』

- 一三一—卷四・五号(二〇〇五年)五二五—五六〇頁、五三〇頁以下および北川善太郎『日本民法学の歴史と理論——研究者の視点から』新井誠・山本敬三編『ドイツ法の継受と現代日本法 ゲルハルド・リース教授退官記念論文集』(二〇〇九年 日本評論社) 一—三三頁、三頁以下も参照。その他、岡松参太郎を日本におけるドイツ法学受容の最初期に位置づける理解として、奥田昌道『ドイツ法』伊藤正己編『外国法と日本法』(岩波講座現代法 一四)(一九六六年 岩波書店) 二一八—二五六頁、二二九頁以下、および星野英二『日本民法学史(一)』(民法講義総論八)『法学教室』八号(一九八一年)三七—四四頁、三八頁以下。また、『日本の法学 回顧と展望』(一九五〇年 日本評論社) 四五—四六頁の末川博の発言も参照。
- (3) 呉豪人『ドイツ人種的法学と『臺灣私法』の成立』『比較法史研究』八号(一九九九年) 一三六—一七二頁。なお、呉豪人『フォルモサにおける日・独・蘭法学者の邂逅』『植民地文化研究』三三号(二〇〇四年) 一八四—一九四頁は、コーラーと岡松の関係と親近性を論じ、インドネシアのアダット法を研究したオランダ人法学者ファン・フォーレンホーフェンを彼らと対置している。
- (4) 中生勝美『ドイツ比較法学派と台湾旧慣調査』『歴史と民族における結婚と家族 江守五夫先生古稀記念論文

- 集」(二〇〇〇年 第一書房) 三三三―四〇〇頁。
- (5) 石部雅亮「穂積陳重と比較法学」滝沢正編集代表『比較法学の課題と展望 大木雅夫先生古稀記念』(二〇〇二年 信山社) 一〇七―一三五頁、一三三頁。
- (6) 西英昭『臺灣私法』の成立過程 テキストの層位的分析を中心に』(二〇〇九年 九州大学出版会) 三二―三四頁、一六二頁。
- (7) 春山明哲、前掲書(注1)三〇四頁。また、鈴木一郎「後藤新平と岡松参太郎による旧慣調査(一)―台湾の場合」『東北学院大学法学政治学研究所紀要』八号(二〇〇〇年) 四一―七一頁、六九頁も参照。
- (8) 岡松参太郎『台湾蕃族慣習研究』第一卷(一九二一年) 叙言八頁「:明治四十一年予再ヒ独逸ニ遊ヒ伯林ニ舊師 Kohler 教授ヲ訪ヒ談偶々予カ臺灣舊慣調査ノ業ニ及フヤ教授ハ予ニ蕃族慣習ノ調査ヲ慫慂シ且其漢俗ノ調査ニ比シ却テ歐洲學界ヲ裨益スルノ大ナルヘキヲ告ケラル、:」。
- (9) 寄贈された図書・資料の概観として、浅古弘「岡松家旧蔵図書・文書資料のこと」『書齋の窓』五〇五号(二〇〇一年) 六一―〇頁を参照。
- (10) 浅古弘(研究代表)前掲(注1)。また共同研究のメンバーを報告者(浅古弘・岡松暁子・浦川道太郎・岡本真希子・小林英夫)として法制史学会第五回総会(二〇〇三年四月)で行われたミニ・シンポジウム「岡松参太郎の学問と政策提言」については、『法制史研究』五四号(二〇〇四年) 二七八―二八一頁の要旨を参照。同様に共同研究のメンバー(岡松暁子・浅古弘・岡本真希子・春山明哲)が報告した、日本台湾学会第五回学術大会第三分科会「法学博士・岡松参太郎と台湾総督府の立法政策」については、春山明哲「台湾旧慣調査の歴史的意义」西川潤・蕭新煌編『東アジア新時代の日本と台湾』(台湾研究叢書四)(二〇一〇年 明石書店) 三二七―三四六頁、三三四頁の言及を参照。
- (11) 藤野奈津子「岡松参太郎とローマ法研究——『岡松参太郎文書』の草稿からみえてくるもの——」『千葉商大論叢』四八巻二号(二〇一一年) 五七―八四頁、岡本真希子「植民地統治初期台湾における内地人の政治・言論活動 六三法体制をめぐる相剋」『社会科学』(同志社大) 八六号(二〇一〇年) 九一―一二三頁、関口浩「蕃族調査報告書」の成立——岡松参太郎文書を参照して『成蹊大学一般研究報告』四六号(二〇一二年) 一―四〇頁、陳宛好「植民地台湾における担保法と社会―日治法院文書の分析を中心に―」(一)・(二)『法学論叢』一七二巻一号(二〇一二年) 三九―六三頁、一七二巻三号(二〇一二年) 六七―九六頁。
- (12) 浅古弘、前掲(注1) および浅古弘「解説」、早稲田

- 大学図書館・早稲田大学東アジア法研究所編『早稲田大学図書館所蔵 岡松参太郎文書目録』(二〇〇八年 雄松堂)、Ⅹ頁。また、浅古弘「穂積・岡松論に寄せて―石部報告へのコメント―早稲田大学比較法研究所編『日本法の国際的文脈―西欧・アジアとの連鎖―』(早稲田大学比較法研究所叢書三二)一〇四―一〇八頁、一〇六一―一〇七頁。岡松とコーラーについては、石部雅亮「明治期の日本法学の国際的ネットワーク―穂積陳重・岡松参太郎とヨーゼフ・コーラー―」同書、九一―一〇三頁、九九―一〇〇頁も参照。
- (13) 明治・大正期の日本入法学者の留学事例としてよく知られているのは、穂積陳重のイギリスおよびドイツへの渡航である。穂積重行『明治一法学者の出發―穂積陳重をめぐって―』(一九八八年 岩波書店)。特に岡松との比較という点で興味深い、ベルリン大学における留学生活(一八八〇―一八八一年)について、同書、二二五―二五九頁。なお、幕末以降の近代留学史一般については、石附實『近代日本の海外留学史』(一九七二年 ミネルヴァ書房)、渡辺實『近代日本海外留學生史 上・下』(一九七七年 講談社)、辻直人『近代日本海外留学の目的変容 文部省留學生の派遣実態について』(二〇一〇年 東信堂)を参照。
- (14) 一八九六年七月一〇日付で、マルセイユのホテルの請求書が残っている。宛先は井上密になっており、一行の費用がまとめて請求されたようである。「岡松参太郎文書」R-56 (0499/0892); J1, 466. 以下、「岡松参太郎文書」中の史料の引用は、リール番号等のみで行う。
- (15) R-69 (0001-0069/0658); K-56, R-69 (0070-0096/0658); K-57.
- (16) なお、ベルリンでの最初の住所は、Winterfeldstr.24, Leitner 方であったと思われる。後掲の申報書より知られる(一八九七年一月時点での住所)。また、R-68 (0621/0892); J1, 511にもベルリンにおける住所として bei Frau Direktor Leitner, Winterfeldstr.24 IIIと記入されている。
- (17) Universitätsarchiv der Humboldt Universität. Matrikel der Friedrich-Wilhelms-Universität. Nr. 79, Oktober 1896 (Matrikelnr. I:1420), Nr. 534 (高根), 535 (岡松), 536 (井上), 537 (松山)。なお、織田萬は当初パリに留学したため、一行とはフランスで別れたものと思われる。松山陽太郎は、内科学研究のためドイツへ私費留学、シユトラースブルク大学で博士号を取得して一九〇〇(明治三三)年に帰国した後、東京慈恵医院医学専門学校教授などをつとめた。渡辺實、前掲書(注13)、下、七二三頁。
- (18) 高根は「教員 Lehrer」、井上は「官吏 Beamter」、松

- 山は「医師 Arzt」と申告。四人とも出身は「日本 Japan」とする。ベルリン大学の前の学校については、四人とも申告していない。
- (19) 退学の日付は、高根＝一八九八年一月二日、岡松＝一八九八年四月一日、井上＝一八九八年四月二五日、松山＝一八九七年三月二四日。
- (20) R-56 (0271/0892): J1, 3-23. 申報書の記載要領が、R-56 (0314/0892): J1, 4-12に含まれている。
- (21) R-56 (0575-0581/0892): J1, 5-1. これは大学事務局でなく学生によって保管される記録であるが、岡松の場合、「岡松参太郎文書」中に保存されて伝わったのである。
- (22) なお、岡松の師である穂積陳重の場合は、聴講終了申請まで行っていたようである。穂積重行、前掲書(注13)、一三五頁以下。
- (23) Verzeichnis der Vorlesungen der Friedrich-Wilhelms-Universität zu Berlin, Wintersemester 1896/97.
- (24) 後期パンデクテン法学を代表する学者の一人であったハインリヒ・デルンブルク Heinrich Dernburg (一八二九—一九〇七年) については、さしあたり、Gerd Kleinheyer / Jan Schröder (Hrsg.), *Deutsche und Europäische Juristen aus neun Jahrhunderten*, 4. Aufl., Heidelberg 1996, S. 473; Michael Stollers (Hrsg.), *Juristen. Ein biographisches Lexikon. Von der Antike bis zum 20. Jahrhundert*, München 1995, S. 168f. (Klaus Luro): *Handwörterbuch für deutsche Rechtsgeschichte*, 2. Aufl., Bd. 1, Berlin 2006, Sp. 954f. (Martin Avenarius), *デルンブルクのパンデクテン教科書は日本語訳もされていた*。ハインリヒ・デルンブルヒ (副島義一他訳) 『*独逸民法論*』全四卷(一八九九年 東京専門学校出版部)。この翻訳に寄せた序文で穂積陳重は、同書を、ヴェイントシャイトを超えて現代ドイツにおける「パンデクテン」論の最上のものと見なしている。穂積陳重「*独逸民法論序*」穂積陳重遺文集 第二冊(一九三二年 岩波書店) 四一八—四二四頁、四二〇頁以下。東京帝国大学での講義に際して富井政章がデルンブルクをしばしば引用していたことについては、『日本の法学 回顧と展望』四一頁の牧野英一の発言を参照。牧野は、ドイツ語が読めなかった富井のデルンブルク引用は、前掲邦訳に依拠したものであると推測している。なお、岡松より先に同じくベルリンに留学した穂積陳重は、前掲序文の中で回想して、正式の聴講ではなかったと推測されるにもかかわらず、やはりデルンブルクの講義に侍したと述べている。穂積陳重、前掲、四二三頁、石部雅亮、前掲(注5)、一一九頁。
- (25) コーラーについては、さしあたり、G. Kleinheyer / J. Schröder, a. O. (注24), S. 490; M. Stollers, a. O. (注24),

- る。外国旅費規則 R-56 (0259/0892): J1. 3-20.
- (46) R-56 (0257/0892): J1. 3-18. かのよきの巡歴で使用されたものと思われる鉄道切符綴りも残っており、一八九八年六月四日まで六〇日間有効(つまり四月初めに作成された)で、旅程は、おおよそBerlin - Dresden - Wien - Linz - Salzburg - München - Halle までつづる。R-56 (0342/0892): J1. 4-20. なお、岡松は、別に学費増給も願ったようであるが、一八九八(明治三二)年四月一二日付の文部省通知は、これを不許可とした。R-56 (0252/0892): J1. 3-16.
- (47) Universitätsarchiv der Humboldt Universität. Universitäts-Registrator Litt. A, No. 6, Vol. 1184, Acta der Königl. Friedrich-Wilhelms-Universität zu Berlin, betreffend: Abgangs-Zeugnisse vom 18. April 1898 bis 21. April 1898, enthaltend No. 1-73, Fortsetzt. Vol. 1166, No. 10.
- (48) Universitätsarchiv der Humboldt Universität. Universitäts-Registrator Litt. A, No. 6, Vol. 1141, Acta der Königl. Friedrich-Wilhelms-Universität zu Berlin, betreffend: Abgangs-Zeugnisse vom 24. März 1897 bis 25. März 1897, t-g, enthaltend No. 1-75, Fortsetz. Vol. 1123, No. 24.
- (49) R-56 (0582-0584/0892): J1. 5-2.
- (50) ハレにおける住所は、Sophienstr. 17であったらしい。一八九八年一月および一八九九年一月消印の「国際協会」(後述)から岡松宛郵便の宛先によって知られる。R-56 (0530/0892): J1. 4-70, R-56 (0534/0892): J1. 4-72. なお、一八九八年一〇月消印の「国際協会」から岡松に宛つられた郵便の宛先はヘルリンの住所 (Jägerstr. 61a) になっていた。R-56 (0532/0892): J1. 4-71.
- (51) Universitätsarchiv der Universität Halle-Wittenberg, ALBUM der Universität Halle-Wittenberg pro 1896-1898, 1898, No. 344.
- (52) R-56 (0618-0620/0892): J1. 5-10.
- (53) A. a. O. (注1), No. 346.
- (54) A. a. O. (注1), No. 345.
- (55) 岡田朝太郎のごうは、さしあたり、小林好信「岡田朝太郎の刑法理論」吉川経夫他編著『刑法理論史の総合的研究』(一九九四年 日本評論社) 一七七-二二三頁を参照。
- (56) 岡田朝太郎「刑法非改正論を評す」『法律新聞』二〇号(一九〇一年)一-四頁、岡松参太郎「刑法改正反対論」同四-五頁、岡田朝太郎「岡松君に」『法律新聞』二二号(一九〇一年)四-五頁、岡松参太郎「再び刑法改正の順序に就きて」『法律新聞』二二二号(一九〇一年)二-三頁。
- (57) R-7B69, かの書簡については、浅古弘代表、前掲(注

- 1)、『三二九頁、西英昭「岡田朝太郎について」『法史学研究会会報』一五号(二〇一〇年)一五一一―一六九頁、一六〇頁も参照。
- (58) R-56 (0585-0593/0892): J1, 5-3.
- (59) R-68 (0046-0297/0786): K45. ドイツ民法典編纂後に刊行された民法教科書など知られるエンデマンについては、*ヤシタリ*『Neue Deutsche Biographie, Bd. 4, Berlin 1959, S. 491 (Hermann Nolte)』
- (60) R-66 (0482-/0777): K39.
- (61) R-67 (0816-0834/0834): K43.
- (62) R-68 (0001-0045/0786): K44. 法学・法学方法論の仕事で知られるシュタムラーについては、*ヤシタリ*、G. KLEINHEYER/J. SCHRODER, a. a. O.(注24), S. 386ff.
- (63) R-56 (0615/0892): J1, 5-8.
- (64) 牧野英一「故岡松博士の憶ひ出」『法学志林』二四巻二号(一九二二年)一一一―一二八頁、一二六頁。
- (65) リスタについては、*ヤシタリ*『Handwörterbuch für deutsche Rechtsgeschichte, 1. Aufl., Bd. 3, Berlin 1984, Sp. 11f. (Wolfgang Naucke): G. KLEINHEYER/J. SCHRODER, a. a. O.(注24), S. 248ff., M. STOLLERS, a. a. O.(注24), S. 381f. (R. HARZER)』
- (66) 浅古弘代表「前掲」(注1)、『三三四頁。
- (67) R-5 (0118/0663): B3, 17. 晩餐会については、浅古弘「解説」(注12) 8頁、および同「コメント」(注12) 一〇七頁も参照。
- (68) 石部雅亮「前掲」(注5)、『一一六頁以下。
- (69) R-5 (0124/0663): B3, 19.
- (70) R-56 (0684/0892): J2, 9-3.
- (71) R-56 (0683/0892): J2, 9-2.
- (72) R-56 (0846/0892): J3, 3.
- (73) その他、岡松の(リストおよびコーラーの墓前への)花環献呈については、今までのところ、『Ostasiatische Rundschau』二二三のBlätterでしか取りあげられていないが、ドイツのプレスでより広く報道されるよう働きかけるつもりである」と伝えるフォン・プスタウから岡松への手紙(一九二二年八月二四日付) R-56 (0850/0892): J3, 6および、岡松の(リストおよびコーラー墓前への)花環献呈がわずかなBlätterでしか報じられていない現状を詫び、更に広く報道されるよう可能な限り努めることを約束するフォン・プスタウから岡松への手紙(一九二二年九月九日付) R-56 (0855/0892): J3, 8も参照。
- (74) R-56 (0232-0235/0892): J1, 3-6.
- (75) R-56 (0242/0892): J1, 3-11. 7)の願書の付記と思われるものとして、R-56 (0243/0892): J1, 3-12。そこでは、民法及び国際私法研究のため、ドイツ留学を命じられて、二年間、ドイツの諸大学でもっぱら民法の研究に従事し

- てきた。しかし、国際私法は事情が異なる。ドイツの二五の大学のうち、国際私法の課程を設けているのは五、六に過ぎず、特に正課として講義を設けているのは、ヘルリン、ハレなど一、二の大学に過ぎない。従来、ドイツで民法を学んできたが、ドイツの法学は国際私法に關しては、甚だ振るわず、講義も浅薄、学者もまた著書その他の教材も寥寥たる有様であつて、ドイツでは国際私法研究の目的は達成しがたい。そこで、残余の期間は、近時公法研究の發達著しいフランス、イタリアに転学し、公法を研究し、かつ国際私法研究も行い、更にフランス語・イタリア語の修業もしたい、と云う。更に、巡歴願とも併せた草稿と思われれるもの、R-56 (0244/0892): J1, 3-13.
- (76) R-56 (0240/0892): J1, 3-9. 〆の願の付記と思われるもの、R-56 (0241/0892): J1, 3-10. 〆〆〆〆も国際私法研究の必要性が強調されているようである。
- (77) R-56 (0280/0892): J1, 3-31.
- (78) R-56 (0281/0892): J1, 3-32.
- (79) R-56 (0282/0892): J1, 3-33. 上述の転学許可を受けて作成された、最終帰国旅程途中のイギリス・アメリカ巡歴の申込書の草稿も伝わつてゐる。R-56 (0248-250/0892): J1, 3-14. その旅費計算に用いたと思われる文部省旅費計算方、R-56 (0251/0892): J1, 3-15.
- (80) R-56 (0465-0482/0892): J1, 4-54. 残つた鉄道切符の半券から知られる経路は、Berlin Anb. Bhf. - Halle a/S. - Leipzig (Magdgbg. Bhf.) - Dresden Altstadt - Bodenbach-Tetschen. - Wien - Mestre - Venezia - Bologna - Firenze - Roma - Pisa Centr. - Genova P.P. - Milano Centr. - Milano - Chiasso - Luzern (以下は不確か) - Genève - Lausanne - Romont - Freiburg - Bern となる。ベルリンを出發し、北・中部イタリアを経て、スイス各地を巡つたのである。
- (81) R-56 (0225-0227/0892): J1, 3-3.
- (82) R-56 (0268/0892): J1, 3-21.
- (83) R-69 (0304-0356/0658): K64.
- (84) R-69 (0357-0391/0658): K65.
- (85) R-69 (0392-0459/0658): K66.
- (86) R-56 (0221-0224/0892): J1, 3-2.
- (87) この点については、前述の文部大臣大養毅名の留学延長命令も参照。R-56 (0225-0227/0892): J1, 3-3.
- (88) 一八九七年四月二二日の領収書 R-56 (0191/0892): J1, 2-13.
- (89) 一八九七年五月二二日の請求書 R-56 (0185/0892): J1, 2-7.
- (90) 一八九七年十一月一六日の領収書 R-56 (0179/0892): J1, 2-3.

- (91) 一八九八年一月一日の請求書。これによると Regelsberger: Pandekten I は、一八九七年五月一七日に Berner. Strafrecht は一八九七年七月一〇日に購入された。R-56 (0192/0892): J1, 2-14.
- (92) 一八九八年三月三十一日の領収書 R-56 (0188/0892): J1, 2-10.
- (93) 一八九八年四月七日の請求書 R-56 (0337/0892): J1, 4-18.
- (94) R-70 (0001-0422/0897): K75, K76, K77.
- (95) Alessandro Manzoni, I promessi sposi. 一八九八年五月六日の領収書 R-56 (0180/0892): J1, 2-4. Petrarca, Rime. 一八九八年五月一二日の勘定書 R-56 (0201/0892): J1, 2-21.
- (96) 一八九八年五月一四日の勘定書 (ベルリンの書店 Paul Lehmann) R-56 (0204/0892): J1, 2-23. 岡松はちょうど同時期に、ハレ大学でシユタムラーの民法実習を履修しており、おそらく授業の教材として購入されたものである。
- (97) 一八九八年五月二〇日の請求書 (ライプツィヒの書店 からハレの岡松く) R-56 (0206/0892): J1, 2-25. Niemeyer の Privatrecht は引や緑の送本のヤム。
- (98) 一八九八年六月一日の請求書 (ライプツィヒの書店 からハレの岡松く) R-56 (0205/0892): J1, 2-24. ヲツに欠
- けているタイトルは在庫がなく、新たに取り寄せる必要があると書かれており、岡松はこれ以外にも発注したようである。
- (99) 一八九八年六月一日の勘定書 (ベルリンの書店 Paul Lehmann からハレの岡松く) R-56 (0207/0892): J1, 2-26.
- (100) 一八九八年七月九日の勘定書 (ライプツィヒの書店 からハレの岡松く) R-56 (0200/0892): J1, 2-20. ヲツの他、一八九八年二月二二日のライプツィヒの書店からベルリンの岡松への手紙は、岡松が購入を希望した雑誌 (Seufferts Archiv für Entscheidungen der obersten Gerichte in den deutschen Staaten: Jherings Jahrbücher des römischen Rechts) の古書ブックナンバールに「つづ知らせ」である。R-56 (0186/0892): J1, 2-8. なお、日本への帰国時期が決定した後、岡松は民法・国際私法関係のフランス語文献を何冊か購入している。R-56 (0331/0892): J1, 4-14 (一八九九年六月二日付の請求書)。
- (101) ヲツの協会の歴史に「つづ」 Einar WADLE, Einhundert Jahre Rechtsvergleichende Gesellschaften in Deutschland. (Arbeiten zur Rechtsvergleichung, Bd. 163). Baden-Baden 1994, S. 32ff.; Ders., Wegbereiter der Rechtsvergleichung: Die Internationale Vereinigung für vergleichende Rechtswissenschaft und Volkswirtschafts-

- lehre, in: Zeitschrift für Neuere Rechtsgeschichte 17 (1995), S.50-59. また、石部雅亮、前掲(注5)‘ 一一七—一一八頁。
- (102) R-56 (0285-0287/0892): J1, 4-1.
- (103) R-56 (0564-0572/0892): J1, 4-84.
- (104) “Shigetsiro Ogawa, Gefängnisdirektor, Yokohama, z.Zt. Berlin, Luisenstr.63”:
- (105) 小河滋次郎の欧州滞在については、姫嶋瑞穂『明治監獄法成立史の研究——欧州監獄制度の導入と条約改正をめぐって——』(二〇一一年 成文堂)一八〇—一九五頁、小野修三『監獄行政官僚と明治日本 小河滋次郎研究』(二〇一二年 慶應義塾大学出版会) 八頁。
- (106) アルファベット順名簿と国別名簿が掲載されている。Jahrbuch der internationalen Vereinigung für vergleichende Rechtswissenschaft und Volkswirtschaftslehre zu Berlin 5 (1902), S. 1338-1364, 1365-1374. また、石部雅亮、前掲(注5)‘ 一一八頁。
- (107) R-56 (0295-0297/0892): J1, 4-7.
- (108) 消印日付は、一八九八年一〇月八日 R-56 (0532-0533/0892): J1, 4-71、一八九八年十一月八日 R-56 (0530-0531/0892): J1, 4-70、一八九九年一月十七日 R-56 (0534-0535/0892): J1, 4-72、いずれもベルリンからハンブルクへ送付されたもの。
- (109) R-57 (0199/0695): J7, 7.
- (110) R-45 (0543-0551/0808): F16, 32-7.
- (111) R-57 (0196-0198/0695): J7, 6.
- (112) R-57 (0048-0049): J6, 39.
- (113) R-57 (0057-0058/0695): J6, 45.
- (114) R-57 (0032-0033/0695): J6, 27.
- (115) R-57 (0050-0051/0695): J6, 40.
- (116) R-5 (0131/0663): B3, 21.
- (117) R-5 (0234/0663): B4, 24.
- (118) R-5 (0203/0663): B4, 14.
- (119) R-56 (0298/0892): J1, 4-8.
- (120) R-56 (0374-0375/0892): J1, 4-33.
- (121) R-56 (0360-0361/0892): J1, 4-28.
- (122) R-56 (0544-0547/0892): J1, 4-75.
- (123) R-56 (0358-0359/0892): J1, 4-27.
- (124) エイツによる膠州湾占領と植民地化については、浅田進史『エイツ統治下の青島 経済的自由主義と植民地社会秩序』(二〇一一年 東京大学出版会) 三一一—六二頁を参照。
- (125) R-56 (0366-0367/0892): J1, 4-30.
- (126) R-56 (0611-0614): J1, 5-7.
- (127) R-56 (0354-0355/0892): J1, 4-25, R-56 (0356-0357/0892): J1, 4-26, R-56 (0362-0365/0892): J1, 4-29, 件のドイツ

は三点の切り抜きが残っており、かなり強い関心を持つ
ていたらしい。

本稿は、科学研究費（挑戦的萌芽研究 課題番号二三六五二
一五二）の助成を得て行った研究の成果の一部である。

- (128) R-56 (0368-0369/0892): J1, 4-31.
 (129) R-56 (0370-0373/0892): J1, 4-32.
 (130) R-56 (0550-0551/0892): J1, 4-77.
 (131) R-56 (0548-0549/0892): J1, 4-76.
 (132) R-56 (0306-0313/0892): J1, 4-11.
 (133) R-56 (0557-0558/0892): J1, 4-80.
 (134) R-56 (0338-0341/0892): J1, 4-19. なお、Berliner Lokal-
 Anzeiger の一八九八年八月二十九日夕刊の切り抜きもあ
 るが、この時期、岡松は既にハレに移っていたはずであ
 る。しかし、ハレ・ベルリン間は近く、岡松はときどき
 ベルリンに来ていたようである。記事で大きく扱われて
 いるのは、ロシア皇帝ニコライ二世による平和と軍縮の
 ための国際会議の提唱とそれに対するドイツ、イギリス、
 フランスなど各国の反応である。R-56 (0522-0529/0892):
 J1, 4-69.
- (135) 和仁陽、前掲（注1）、七九頁の評価を参照。そこに
 も引かれているように、岡松は、帰国直後に東京専門学
 校で行った講演で、ドイツの大学教育の実際的人格を強
 調している。岡松参太郎「獨逸に於ける法律教育」一一
 頁以下。この講演については、浅古弘「解説」（注12）、
 xiv頁、および同「コメント」（注12）、一〇五頁も参照。